

## 第2号議案

### 平成20年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

## 平成20年度 事業計画(案)

(平成20年4月1日～平成21年3月31日)

平成20年度も、法人会の基本方針である、「健全な納税者の団体」にして、「良き経営者を目指す」こととします。また、今年度は12月に予定されている関連法の施行に合わせ、「公益認定」に向けての本格的準備段階を迎えます。会員相互の理解と信頼を得て、原点である「税」に関する活動に軸足をおきながら、諸活動に取り組むことと致します。(年間計画 参照：P41)

### 1) 組織の強化・拡大

組織の強化・拡大は重要課題であり、今年度も組織委員会を中心に方針を定め、役員・会員の協力の下、加入率の維持向上に向けて、一丸となって取り組むものとしします。

そのためにも、新たに遊佐・八幡・松山・平田の「4地区」を加えての「地区役員会」や、各委員会および部会組織について、その機能向上と円滑な運営が図れるよう努めます。

「公益法人制度改革関連3法」(一般法・認定法・整備法)の施行が本年12月1日に決定したことから、理事会決定に従って「公益認定」に向けた準備を開始し、総務委員会を中心に検討することとします。

### 2) 税制改正に向けた提言・要望

本年度も税制委員会を中心に、税制に関する調査研究を継続し、会員の要望を集約し、県連を通じて全法連の提言に繋げていきます。

全法連が行う平成21年度の税制改正に向けた政府・国会・政党および関係当局に対する提言を待って、当酒田法人会としても独自の提言活動を行うものとしします。(参照：P42)

### 3) 税務行政の円滑化と納税意識の高揚

引き続き「e-Taxの利用促進」に向けて、啓蒙活動に取り組むとともに、税務当局と連携しながら環境整備に協力していきます。

また、新たに本年度は、eL-Tax(県税)についても協力要請が

あり、「Web化促進委員会」を開催する他、関係団体との効率的展開を模索しながら、検討していくこととします。

「税を考える週間」には、例年集客力が高まっている記念講演会を本年度も開催することとし、総務・広報合同委員会を軸に、3部会との連携を密にしながら、広く一般参加者を募り、社会貢献事業として取り組むこととします。

#### 4) 税知識・実務の修得と自己啓発

定例の決算説明会・年末調整説明会・新設法人説明会を、税務当局と連携して実施します。

税制および他の法律・制度の改正に合わせ説明会を企画・実行する他、テーマに応じた実務研修やセミナーを適宜開催します。

三水会の活動を支援し、定例会の充実を促します。

#### 5) 社会への貢献

本部・青年部会・女性部会が一体となって、公開講演会・セミナーを開催し、多くの一般参加者を募り、社会的責任に応える努力を行います。

「公益法人制度改革」に対応して、事業費予算につき「公益目的支出計画」の作成と審査が予定されており、本年度からより一層「公益性」を意識した事業活動が求められ、社会貢献の実を問われることとなります。昨年度好評であった「租税教室」につき、本年度は酒田市教育委員会の指導もあって、継続的・組織的に取り組むこととし、6月に松陵小学校と北平田小学校を対象に、「出前租税教室」を実施します。

#### 6) 青年部会・女性部会との連携

部会活動は、それぞれ通常総会を開催し、独自の活発な活動を展開しており、当会の知名度を高めつつ、その組織強化に大いに寄与しております。本年度も青年部会・女性部会活動を支援・連携し、部会員の拡大と年間計画に沿った活動の充実を期していきます。

なお、青年部会は11月に15周年を迎えることから、「税を考える週間」において、共催事業を検討していきます。

#### 7) 広報・会員サービス関係

会報「ほうじん さかた」を年2回発行します。

全法連会報「ほうじん」(季刊)と県連会報(年2回)を配布します。

各種税務資料の印刷配布や実務資料の配布を行うとともに、参考図書

の斡旋も行います。

講習会受講証明書および会員シール（決算書に貼付）を交付します。

当会ホームページの充実を期すとともに、ビデオライブラリーの貸出し活用も促していきます。

#### 8) 会員福祉厚生関係

会員向けの福利厚生制度としての「経営者大型保障制度」・「年金制度」・「終身がん保険制度」・「医療保険制度」・「痴呆介護保険制度」について、その有用性を周知し、斡旋普及に努めます。

#### 9) その他の事業

外部会議（全法連・東北六県連・県連等）への参加を通して法人会の役割・位置づけを確認しつつ、当会活動の充実を図ります。

会員の親睦・交流に関する行事の開催に努めます。

その他、会員に必要な事項につき積極的に取り組むものとします。

- 1)平成20年度年間事業計画一覧

月	会議関係	事業関係	広報関係	外部・その他
4	会計監査 正副会長会議 三水会総会 青年部会総会 女性部会総会	決算説明会	会報 76号発行 全法連「ほうじん」 (季刊)	全国女性フォーラム (県)事務局長会議
5	第1回理事会 地区長会議 総務・広報合同委員会 第27回通常総会 税制委員会	新設法人説明会  総会記念講演会		全法連評議委員会 (県)各委員会
6	地区役員会 ↓	決算説明会 「租税教室」(北平田小) (松陵小)		(県)通常総会 " 各委員会 (県)青年部会合同 研修会
7	▼	税制改正研修会 (女性セミナー開催)	会報 77号発行 全法連「ほうじん」 県連会報	
8	総務・広報合同委員会			税団協定例会
9	組織委員会 第1回組織合同会議	決算説明会 (セミナー開催)		税理士会懇談会 全法連・全国大会
10	正副会長会議 第2回理事会 第1回役員合同会議 地区役員会	新設法人説明会 「裁判員制度」セミナー (女性部会主催)	全法連「ほうじん」	
11	総務・広報合同委員会	年末調整説明会 「税を考える週間」 記念講演会(予定)	「税を考える週間」 (11/11~17)	東北六県運営協議会 (県)事務局長会議 全国青年の集い
12	第2回組織合同会議 地区役員会	年末調整講習会 決算説明会		
1	第3回組織合同会議	女性部会新年の集い	会報 78号発行 全法連「ほうじん」 県連会報	
2	第3回理事会 第2回役員合同会議 地区長会議	決算説明会 (経営・財務セミナー開催) 青年部会新春の集い		税団協会議(臨時)
3		(営業セミナー開催)		全法連事務局 セミナー (県)理事会

# 平成20年度 全法連・税制改正への対応

(参考資料)

全法連は「平成20年度事業計画」の中で、「平成21年度の税制改正への提言」について以下の通り、基本方針を決定した。

## ・税制改正への提言

平成20年度改正においては、法人会要望の柱の一つである「事業承継税制の見直し」が行われるなど、中小企業関係税制について一定の措置が講じられた。しかしながら、依然として中小企業を取り巻く環境は厳しく、また、深刻な財政事情の下、歳出・歳入一体改革が進められているが、経済成長と財政の健全化に向けた更なる改革が不可避の状況となっている。

更に、人口減少と超高齢化社会およびグローバル化の進展など、経済社会の構造変化に対応した税制の構築が急務となっている。

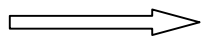
このため、本年度も「今後の望ましい税制の在り方」を基本テーマに設定し、法人会の「公益性」をより一層高めることに留意して、踏み込んだ検討を行い、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして、わが国の将来を展望した建設的な提言に努める。

## ・税制委員会の検討テーマ(骨子)

1. 法人の税負担のあり方  
(1) 中小企業活性化のための税制のあり方  
(2) 法人税の税率および課税ベース問題  
(3) 地方法人課税 等
2. 個人の所得課税のあり方  
(1) 国・地方を通じた個人所得課税のあり方  
(2) 諸控除等の課税ベース 等
3. 資産課税および資産性所得課税のあり方  
(1) 相続税制  
(2) 事業承継税制  
(3) 金融所得の一体課税 等
4. 消費税のあり方
5. 地方税のあり方  
(1) 固定資産税のあり方  
(2) 地方の独自税制 等
6. 環境問題に対する税制上の対応
7. 今後の財政政策のあり方  
(1) 経済社会の構造変化・活性化への対応  
(2) 行財政改革の推進と歳出のあり方  
(3) 社会保障を含めた国民負担のあり方  
(4) 国・地方のあり方 等

## ・税制改正に関する提言決定までのスケジュール

- |       |  |
|-------|--|
| 6月20日 | 県連における要望事項の取り纏め  |
| 7月24日 | 第1回税制委員会の開催<br>・平成21年度税制改正に関する提言の基本スタンス審議<br>・起草小委員会の設置と人選 |
| 8月1日  | 起草小委員会の開催 (*小委員会は7月下旬まで7回程度開催予定)<br>・提言事項の原案作成             |
| 8月28日 | 第2回税制委員会の開催<br>・提言事項・スローガン<br>・提言の最終(案)を決定                 |
| 9月10日 | 平成21年度税制改正に関する提言の常任委員会・理事会決定                               |
| 10月2日 | 平成20年度 全国大会の開催(山口大会)                                       |



決定後提言・要望活動へ

以 上

# 「公益法人制度改革」の動向

(参考資料)

政府は「公益認定等委員会」の答申を受けて、昨年7月10日に「政令」・「内閣府令」の素案を  
発表し、9月7日に決定・公布した。また同委員会は引き続き「運用指針」等の検討に入っており、  
本年12月1日の「関係法令」施行に向けて準備を進めている。以下、最近の状況を報告します。

## 1. 公益法人制度改革をめぐる最近の動向

- 1) 全法連では、県連・単位会の意見を加味して意見書を取りまとめ、内閣府に提出した。  
しかし、認定等委員会の現段階の見解としては、  
全法連の県連・単位会に対する財政支援は公益目的事業とならない  
県連・単位会を管轄する行政庁は、各県知事となる  
ことが濃厚であることから、全法連としては、今後方向転換の必要も視野に、総務委員会  
にて具体的対応策を審議していくことが決定された。(9月4日 全法連理事会)
- 2) 与党税制改正大綱が昨年12月13日に発表され、制度上は「公益社団法人」と「一般社団  
法人」の2つに分かれるが、課税上は  
公益社団法人  
収益事業課税が適用される一般社団法人  
全所得課税が適用される一般社団法人  
の3つに分かれる課税体系案となっている。

## 2. 全法連の考え方

全法連で審議されている具体的対応策は、

- (1) 全法連  
組織形態を「公益社団法人」(新設)と「一般財団法人」(継承)の2本立てとする。  
「公益社団法人」：従来の「財団」における「公益目的事業」を以て、公益認定を受ける  
「一般財団法人」：福利厚生制度およびその他共益的事業を担う  
福利厚生制度は、県連・単位会に分割・移管することはない  
県連・単位会への「推進費」の配布は、一般財団法人から行う(課税関係・配布方法は  
未定)
- (2) 県連  
以下の3つの対応策を検討する  
事業内容を見直し公益認定を得る  
現時点の公益目的事業比率は平均15%程度で、認定基準確保には大幅見直し必要  
組織形態を見直し、公益認定を得る  
「一般社団」または「任意団体」として、存続する(国税局との関係が不明)
- (3) 単位会  
単位会は公益目的事業の「事業主体」となることから、既定の方針通り全ての会が公益  
認定を目指す(第109回 理事会決議)

## 3. 認定申請までのステップと作業

ステップ	期 間	主な作業内容
第1ステップ	準備期間	新制度の内容を把握し、関係者に周知徹底。検討組織 を立ち上げる。スケジュール表を作成する等
第2ステップ	総点検と対策検討 期間	目的・事業・機関・財務などの現状を総点検し、問題点 を把握。対策を検討する。
第3ステップ	方向確認・定款起草 期間	対策につき、機関の承認を得る。その対策に基づき 定款変更(案)等を起草する。
第4ステップ	新制度適合機関 に衣替え	第1次定款変更手続きを実施 (新制度適合機関に移行前に衣替えも考える)
第5ステップ	以降申請準備と 実施機関	定款変更を決議。最初の役員選任手続き 申請書・添付資料作成・提出

以 上